



現代ロシ...

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日のはのどが痛いのであんまりしゃべれない。
この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた**。とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度**。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった**。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わって初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかをはっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた**。そういう意味ではロシア国民にとっては**90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた**。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色んな形で問題が起こったということ。これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数**

の犠牲者を出すという事態が起こる。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたにもかかわらず、**連邦軍の敗北**に終わる。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった**。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる**。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、**負けたにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した**。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、**古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった**。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。**エリツィンはそれが恐かった**。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するということだろう。エリツィンの側近の中には「人気は最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。**エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかった**ので、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32,03)、エリツィン(35,28)、レベジ(14,52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかりうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ将軍を取り込み、レベジ将軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をする」と表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。二番目は98年8月に**金融恐慌**が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融恐慌が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。

何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。

4. 同4項 (連邦大統領によって) 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができる**とあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になる**ことが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した**。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちょこっと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである**。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、**しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議会側を野党が支配している**ということである。この条件があつて初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体(州や共和国)**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作っ

た憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということの意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのが、つまり誰が大統領代行になるのが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということを言ったおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力者だった状態で大統領選を争うということが可能になったということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に

出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているの、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりももっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がいる。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

貼り付け元 <file:///I:/授業ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7-5.doc>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた。**とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分権化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度。**こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった。**

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかをはっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規

模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいて、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動きだしたのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた。そういう意味ではロシア国民にとっては90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた。**こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけではなくて憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていたのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。**連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたにもかかわらず、**連邦軍の敗北に終わる。**大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった。**惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めっちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。**それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、**96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。**しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、**議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。**これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、**古い指導者が次々に逮捕されるということが起こりがちだった。**独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。**エリツィンはそれが恐かった。**

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍勢力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するという事だろう。エリツィンの側近の中には「人気が最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。**エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったの、これに従って行動せざるを得なかった。**自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ（32.03）、エリツィン（35.28）、レベジ（14.52）の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのににもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ将軍を取り込み、レベジ将軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をする」と表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。二番目は98年8月に**金融恐慌**が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、**エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案**したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条 1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同4項 (連邦大統領によって) 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた**。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態**になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命**した。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。

ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかというと、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちよこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価し

て、1999年8月にプーチンを首相に任命した。
今いったとおり、一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると思われるものである。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができるということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。
この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、議会側を野党が支配しているということである。この条件があつて初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っているということを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、連邦構成主体（州や共和国）の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力
機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見えていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということの意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまとともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだ

けではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがはなげ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのか、つまり誰が大統領代行になるのか、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力者備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということをおぼせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのであった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているの、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉碎・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりももっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がいる。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた**。とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度**。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった**。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかをはっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりするように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた**。そういう意味ではロシア国民にとっては**90年代是最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた**。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけではなくて憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる**。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北に終わる**。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった**。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる**。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、96

年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたにもかかわらず、そのままチェルノムビジンに首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっとと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。エリツィンはそれが恐かった。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追いつめるためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するという事だろう。エリツィンの側近の中には「人気は最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟しようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったので、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32.03)、エリツィン(35.28)、レベジ(14.52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ將軍を取り込み、レベジ將軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をする」と表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に金融恐慌が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会に提案したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111 条 1 項 連邦首相は国家會議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同 4 項 (連邦大統領によって) 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家會議によって 3 度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家會議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法 111 条には、**議会側が首相候補者を 3 回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた。**なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した。**プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98 年 9 月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった。**捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちょこっと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元 KGB のプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧 KGB を解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999 年 8 月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは 93 年憲法体制では当然起こると考えられるものである。**自分で作った憲法体制を守ることによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、**しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを三つの事件は示している。この点で、93 年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議会側を野党が支配しているということ**である。この条件があって初めて、大統領に強い権限を与えた 93 年憲法体制は、90 年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいつぱい起こっている。例えば、97 年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は 97 年 2 月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは 97 年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体(州や共和国)**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために 93 年憲法体制の中に入れていた第 11 条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第 11 条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを**連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。**特に 96 年の大統領選挙の時にはエリツィンが**大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、**とい

うように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、**連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。**自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。**最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがはなげ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのかが、つまり誰が大統領代行になるのかが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということを言ったおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまつて自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということをおぼせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せ

つけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起きているので、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりもっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がある。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるといえる話になる。

貼り付け元 <<file:///I:\授業ノート2年生\現代ロシア論\現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない!! 来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた。**とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度。**こういうものを含むことによって、画期的なものになった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった。**

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかをはっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起きているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいて、もし逆らうと生活することができなくなるといようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法

体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた。そういう意味ではロシア国民にとっては90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた。**こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。**連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北**に終わる。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見

て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった。**惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民党51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。**それは第一に、与党であるロシアの指導者であつて首相である**チェルノムイルジン**を罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、**議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。**これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、**古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。**独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。**エリツィンはそれが恐かった。**

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するということだろう。エリツィンの側近の中には「**人気が最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている**」**といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。****エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったの、これに従って行動せざるを得なかった。**自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32,03)、エリツィン(35,28)、レベジ(14,52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ將軍を取り込み、レベジ將軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、

エリツィンの味方をする」と表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に**金融恐慌**が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、**エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案**したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同4項 (連邦大統領によって)提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみよう」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた**。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態**になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命**した。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤を置いた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。

ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという点、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちよこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだと言われている。実際はよくわからないが。プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである**。自分で作った憲法体制を守ることによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかし**この憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法

は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議会側を野党が支配しているということ**である。この条件があつて初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体（州や共和国）**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力

機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを**連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される**。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、**連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった**。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである**。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。
7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのかが、つまり誰が大統領代行になるのかが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつもの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力者になった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れるということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見つけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11日に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているの、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あっという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりももっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がある。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういふ風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういふ政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた**。とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度**。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった**。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういふ意味を持つのかははっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるといふようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた**。そういう意味ではロシア国民にとっては**90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた**。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけではなくて憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけだ。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる**。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北に終わる**。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見

て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった**。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる**。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、**96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである**。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるの

だが、そうすると、古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。エリツィンはそれが恐かった。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するというところだろう。エリツィンの側近の中には「人気は最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会の強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったので、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジューゲノフ(32.03)、エリツィン(35.28)、レベジ(14.52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ將軍を取り込み、レベジ將軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をすると表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、

かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院

のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に金融恐慌が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んで、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議院に提案したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条 1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。

4. 同4項 (連邦大統領によって)提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができる」とあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかに

していた。なのでもしエリツィン側がもし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちょこっと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といった大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができるということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、議会側を野党が支配しているということである。この条件があって初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っているということを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、連邦構成主体（州や共和国）の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身

が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである**。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのが、つまり誰が大統領代行になるのが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまっただけで自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使を使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということをおかせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているのだから、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン

人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉碎・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりもっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がある。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるといえる話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかあ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない!! 来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた。とにかく三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかはつきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた。そういう意味ではロシア国民にとっては90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解

散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。**連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北に終わる。**大多数の国民は呆れてみていた。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見て、

1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。**それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、96月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、**古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。**独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。**エリツィンはそれが恐かった。**

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍勢力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するということだろう。エリツィンの側近の中には「人気が最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会の強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。**エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったので、これに従って行動せざるを得なかった。**自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32,03)、エリツィン(35,28)、レベジ(14,52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝ったのは、レベジ將軍を取り込み、レベジ將軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をする」と表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択

された。

2. 93 条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の 3 分の 1 の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の 3 分の 2 の多数によって採択されねばならない

しかし上院では 3 分の 2 に達せず、否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98 年 5 月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は 98 年 8 月に**金融恐慌**が起こって、1 年前に起こったアジアの金融危機が 1 年と 1 ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は 3 分の 1 になっていた。何とか 98 年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も 3 分の 1 になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた 10~20 万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、**エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案した**のである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は 2 回に渡って拒否する事態になる。

3. 111 条 1 項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同 4 項 (連邦大統領によって) 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって 3 度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法 111 条には、**議会側が首相候補者を 3 回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみよう」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた**。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になることが予想されたので**、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した**。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98 年 9 月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちよこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元 KGB のプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧 KGB を解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999 年 8 月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかわらない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは 93 年憲法体制では当然起こると考えられるものである**。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかし**この憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを三つの事件は示している。この点で、93 年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議会側を野党が支配している**ということである。この条件があって初めて、大統領に強い権限を与えた 93 年憲法体制は、90 年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の

権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体（州や共和国）**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力

機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを**連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される**。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、**連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった**。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである**。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのかが、つまり誰が大統領代行になるのかが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ

月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力者になった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒しして選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているもので、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりもっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がある。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるといえる話になる。

貼り付け元 <<file:///I:\授業\ノート2年生\現代ロシア論\現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない!! 来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた。**とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度。**こういうものを含むことによって、画期的な

物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わって初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかははっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた。そういう意味ではロシア国民にとっては90年代是最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけだ。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、連邦軍の敗北に終わる。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見

て、1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンに罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。エリツィンはそれが恐かった。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追いつめるためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェン問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事力をふるい、50000人の人間が死ぬという大き

な事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたと時の恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するということだろう。エリツィンの側近の中には「人気が最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。**エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったで、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。**

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32.03)、エリツィン(35.28)、レベジ(14.52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気なかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかりうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ将軍を取り込み、レベジ将軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をする」と表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、

かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院

のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に**金融恐慌**が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、**エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案**したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。

4. 同4項 (連邦大統領によって)提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみよう」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた。なのでもしエリツィン側がもし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した**。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤を置いた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。

ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということ突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエ**

リツィンを追い詰めていった。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちょこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである。自分で作った憲法体制を守ることによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができるということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないといえる。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、議会側を野党が支配しているということである。この条件があつて初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、連邦構成主体（州や共和国）の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見えていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、93年以降の憲法体制の運用

のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということの意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまとともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがはなげ起こったのかということとは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのが、つまり誰が大統領代行になるのが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているんで、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりももっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がいる。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるといえる話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。
この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた**。とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度**。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった**。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきた、それがどういう意味を持つのかははっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中にいり込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動きだしたのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた**。そういう意味ではロシア国民にとっては**90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた**。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見てくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけだ。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構

成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたにもかかわらず、連邦軍の敗北に終わる。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見て、1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか5議席しかとれなかった。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということとはよくあること。エリツィンはそれが恐かった。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェン問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するというところだろう。エリツィンの側近の中には「人気は最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったで、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジューゴフ(32,03)、エリツィン(35,28)、レベジ(14,52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気があったにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかりうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ将軍を取り込み、レベジ将軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をするとして表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、

かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院

のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せず拒否。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に金融恐慌が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んで、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起これ、証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出

せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなく銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、エリツィンは、**チェルノムビジン**のあとに**首相になっていたキリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議院に提案した**のである。議院は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議院は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同4項 (連邦大統領によって) 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議院側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができる**とあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議院側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になる**ことが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議院側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した**。プリマコフは議院側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議院に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちよこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議院側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議院側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである**。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかし**この憲法では一定の条件があれば、議院・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないといえる。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議院側を野党が支配している**ということである。この条件があつて初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議院側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議院はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体(州や共和国)**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で

結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということの意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのかが、つまり誰が大統領代行いになるのかが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になったということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利で

あった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているもので、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あっという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりもっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がいる。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:\授業ノート2年生\現代ロシア論\現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日のはのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない!! 来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた。**とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度。**こういうものを含むことによって、画期的なものになった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった。**

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかをはっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実

現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起きているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動きだしたのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた。そういう意味ではロシア国民にとっては90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた。**こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけですよ。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。**連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北**に終わる。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見

て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった。**惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。**それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、**古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。**独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。**エリツィンはそれが恐かった。**

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェン問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍勢力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するという事だろう。エリツィンの側近の中には「人気が最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。**エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかった。これに従って行動せざるを得なかった。**自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ（32.03）、エリツィン（35.28）、レベジ（14.52）の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ将軍を取り込み、レベジ将軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をするとして表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、

かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院

のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に**金融恐慌**が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張っていた貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、**エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案**したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条 1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。

4. 同4項 (連邦大統領によって)提案されたロシア連邦首相の候補者が

国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命

し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり**、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態**になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命**した。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治というなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。

ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということをつき止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちよこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが。プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチ

ンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである。自分で作った憲法体制を守ることによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができるということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないといえる。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、議会側を野党が支配しているということである。この条件があつて初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、連邦構成主体（州や共和国）の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるといふこと、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるといふことを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということの意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったとい

う喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということとは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのが、つまり誰が大統領代行いになるのが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということを言ったおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまっただけで自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワでの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているのだから、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あつという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが 대통령として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりももっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がいる。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日のはのどが痛いのであんまりしゃべれない。
この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた**。とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度**。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった**。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかははっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた**。そういう意味ではロシア国民にとっては**90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた**。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけではなくて憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけだ。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる**。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北に終わる**。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった**。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大**

統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。エリツィンはそれが恐かった。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するということだろう。エリツィンの側近の中には「人気は最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったで、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32,03)、エリツィン(35,28)、レベジ(14,52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ将軍を取り込み、レベジ将軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をすると表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に金融恐慌が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、エリツィンは、チェルノムイルジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムイルジンをもう一度首相にしようと議院に提案したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111 条 1 項 連邦首相は国家會議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同 4 項 (連邦大統領によって) 提案されたロシア連邦首相の候補者が国家會議によって 3 度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家會議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法 111 条には、**議会側が首相候補者を 3 回拒否すると大統領は下院を解散することができる**とあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になる**ことが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した**。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98 年 9 月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちょこっと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元 KGB のプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧 KGB を解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999 年 8 月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは 93 年憲法体制では当然起こると考えられるものである**。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、**しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを示している。この点で、93 年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議会側を野党が支配している**ということである。この条件があって初めて、大統領に強い権限を与えた 93 年憲法体制は、90 年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいつぱい起こっている。例えば、97 年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は 97 年 2 月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは 97 年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体(州や共和国)**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために 93 年憲法体制の中に入れていた第 11 条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第 11 条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを**連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される**。特に 96 年の大統領選挙の時にはエリツィンが**大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、**とい

うように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、**連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。**自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである。**最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがはなげ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのかが、つまり誰が大統領代行になるのかが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということを言ったおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまつて自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということをおぼせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せ

つけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起きているので、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あっという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりもっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がある。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わりかぁ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういう風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない!! 来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういう政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた。**とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度。**こういうものを含むことによって、画期的なものになった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった。**

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういう意味を持つのかをはっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起きているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいて、もし逆らうと生活することができなくなるというようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法

体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた。そういう意味ではロシア国民にとっては90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた。**こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけでなく憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる。**連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北**に終わる。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見

て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった。**惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民党51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる。**それは第一に、与党であるロシアの指導者であつて首相である**チェルノムイルジン**を罷免していたはず。第二に、96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、**議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。**これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるのだが、そうすると、**古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。**独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。**エリツィンはそれが恐かった。**

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するということだろう。エリツィンの側近の中には「**人気が最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている**」**といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。****エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったの、これに従って行動せざるを得なかった。**自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジュガーノフ(32,03)、エリツィン(35,28)、レベジ(14,52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ將軍を取り込み、レベジ將軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、

エリツィンの味方をすると表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、**下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾**という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に**金融恐慌**が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、**証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態**になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張っていた貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、**エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた**。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので**数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議会で提案**したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。
4. 同4項 (連邦大統領によって)提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、**議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができるとあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみよう」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかにしていた**。なのでもしエリツィン側が**もし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態**になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、**結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命**した。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤を置いた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治というなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。

ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという点、**エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長**を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということをつき止め、追求していた。その**検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった**。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちよこつと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが。プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、**一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といって大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである**。自分で作った憲法体制を守ることによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかし**この憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができる**ということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法

は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。

この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、**議会側を野党が支配しているということ**である。この条件があって初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っていることを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、**連邦構成主体（州や共和国）**の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力

機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを**連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される**。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、**連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった**。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである**。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。
7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのかが、つまり誰が大統領代行になるのかが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということを言ったおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつもの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力者としての状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまって自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れるだろうということを思わせ、それを確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているのだから、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あっという間に実行されるということになった。

こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりももっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がいる。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方でも伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7・5.doc>>

現代ロシア論 7・5

今日でロシア論も終わるかあ・・・

試験は再来週。50分間。今日はのどが痛いのであんまりしゃべれない。

この授業では少し的を絞ったので、色んな問題を省いたのだが、政治的な伝統・ソ連体制の時代がどういふ風に動いていたか・それが変化してゆく課程でどのように新しい政治体制が生まれてくるか、それはどのような特徴を持っているかを中心的に話してきた。今日は新しい政治体制について。今日で最後、じゃない！！来週もあるらしい・・・来週はプーチン期の政治について詳しく話す。今日はプーチンが出るまで、出てきた段階がどうだったかを話す。最高権力者というものがどういふ政治的な伝統の中で生きてきたのかということとはかなり話してきたので軽く話す。

1993年の憲法体制は、最高権力者、つまり大統領に非常に強い権限を与えていた。しかしそれでも**93年憲法体制は非常に重要な意味を持っていた**。とにかく**三権分立とか権力の分立とか制度がなかったのを、初めて分立化した。それと法治主義。あと連邦構成主体に多大な権限を与えた連邦制度**。こういうものを含むことによって、画期的な物になった。これは無視できない、というのが先生の立場。**多くの問題が残るにしても、法律によって拘束されない個人とか一部の集団が支配していた時代が無くなって、明文化された憲法によって政治が行われるようになり、最高権力者でも憲法の規定を意識して行動せざるを得なくなった**。

ただ問題は、93年に憲法ができあがって運用されていって、変わってゆく面があるということ。変わっていった初めて中身が詰まってきて、それがどういふ意味を持つのかははっきりする。そしてそれが新たな規範として働くわけだ。つまり、憲法の規制があって、運用する際に、ある事柄について「中身がこれでいいのか？」と疑問が浮かんでくることがある。その中で考え、積み重ねてゆく課程の中で、規範性が明らかになるということである。

ロシアの場合には不幸なことに、それが経済が悪化してくるという状況の中でこれを実現していかなければならなかった。ここでは経済の変化は普通の国では考えられない規模で起こっているということは覚えていて欲しい。というのは、今までの管理された計画経済から市場経済への変化というのは、国民個人個人については全く違う形を要求していて、それは自己責任に基づいて経済生活を送ってくれというものであった。社会主義時代の国家は、自己責任の要素を少なくして、丸ごと面倒を見るというものだった。食品は補助金を出してとても安い値段で提供したり、住居の維持費も取らないというように色々面倒を見ていた。しかし、その代わり丸ごと支配していた、つまり生活そのものの中に入り込んでいって、もし逆らうと生活することができなくなるといふようにして、生活を丸ごと支配していた。そういうことを考えると、市場経済の導入は国民にとってはほとんど理解できないほどの変化を引き起こしたといえる。そういう中で憲法体制が動き出したのだから、大きな問題があるのは当然である。

賄賂の横行とか、警察官が集りを行ったり、集り対策のための暴力組織が横行したりというように、**社会秩序が低下した中で、一般国民は生活苦の中で生き残りをかけて生活していた**。そういう意味ではロシア国民にとっては**90年代は最悪の時代だが、関係のない人間から見れば、初めて民主的な憲法体制を補足させた画期的な年であるという二面性を持っていた**。こうした状況の中で政治的対立は続いていった。大統領は議会も解散できるし、非常に強い権限を持っていたのだが、それでも様々な対立を引き起こしていた。

93年憲法体制で重要なのは大統領制なので、大統領の権限・地位をめぐる一連の対立状況・問題状況を見れば90年代の政治過程が見えるだけではなくて憲法体制の運用のあり方が見えてくる。そこに色々な形で問題が起こったということ。

これは来週の話だけど、プーチンは90年代の大きな問題に対して答えて、93年憲法体制の運用のあり方をかなり変えてゆくわけです。その前に、90年代の中でどのように対処されていったのかを今日は考えてゆく。

93年の憲法ができると、もちろん経済は回復しなかった。そのあと94年にはチェチェンへの最初の攻撃がなされる。チェチェンはロシア連邦の連邦構成主体と考えられていたが、チェチェンの有力な勢力がそれに反対し強硬姿勢をとったので、連邦政府は武力で弾圧しようとした。94年末に起こった、第一次チェチェン紛争。これは連邦構成主体の中の話なので、戦争ではない。紛争。**95年の段階で、連邦勢力が敗れ、多数の犠牲者を出すという事態が起こる**。連邦政府の中に5300人以上の死者が出たという状況で、圧倒的な武力を持っていたのにもかかわらず、**連邦軍の敗北に終わる**。大多数の国民は呆れてみている。そういう悪い経済状態とか、悲惨な負け姿を見

て、**1995年12月の下院議会選挙で、エリツィンを支持する政党は450議席のうちわずか55議席しかとれなかった**。惨敗状態に追い込まれる。野党第一党である共産党が157議席をとった。めちゃくちゃな過激発言、愛国心発言をするような自民掲51議席をとった。55議席しかとれなかった与党は非常にやばい状態だということを見せつけちゃったわけだ。もしそういう事態が起これば、つまり95年の12月の時点で選挙は惨敗、経済がひどい状態という状況から見れば、**普通に考えるとエリツィン大統領は二つの決断を余儀なくされていたと考えられる**。それは第一に、与党であるロシアの指導者であって首相であるチェルノムイルジンを罷免していたはず。第二に、**96年6月に予定されていた大統領選挙に自身の出馬を見送るはずである**。しかし、エリツィンは両方ともやらなかった。第一の点では、議会第一党の中から首相を選ぶという仕組みにはなっていないので、負けたのにもかかわらず、そのままチェルノムイルジンを首相に固定した。これは、議会との関係で首相として行動できる人物がエリツィンの周りにいなかったということを示している。

第二の点では、もっと深刻で、もしエリツィンが出なければ、他の人が大統領になるの

だが、そうすると、古い指導者が次々に逮捕されると言うことが起こりがちだった。独裁体制、専制体制の時代に指導者であった人間が、民主化した体制では権力を失った瞬間逮捕されて裁判にかけられるということはよくあること。エリツィンはそれが恐かった。

実際に国民の目から見れば、いくつかの問題でエリツィンが大きな失敗をしているように見えた。一つはソ連を崩壊させたこと。ソ連を崩壊させたのは国民にとっては急に起こったことのように見えて、それはゴルバチョフを追い出すためにやったのではないかと見えた。そしてその結果として、経済生活が混乱している状況を見れば、国民がエリツィンに恨みを持っていてもおかしくはない。二番目は経済の私有化・市場経済化の強行。これによって多くの国民の貯金がパーになったので、それに関して恨みを持っている人も少なくない。三番目はチェチェンの問題。チェチェンはロシア連邦の国民でもあるわけだから、自国民に対して軍事力をふるい、50000人の人間が死ぬという大きな事件を起こした。

こういう厳しい決断をしてきたエリツィンは、権力から排除されたときの恐ろしさを考えざるを得なかった。なので、やめるという選択を考えることはなく、考えられるとすれば、何らかの形で選挙を強制的に中断してしばらく強制的な権力を維持するというところだろう。エリツィンの側近の中には「人気は最低で、支持率が一桁しかない状態で選挙を行うのはふざけている」といって、選挙を何とかして中止して、議会を強引に解散して、大統領職に居座ればいいと忠告する者もいた。エリツィンも一時期は選挙を延期することを覚悟したようだったが、さすがに自分で作った憲法の規定「絶対4年ごとに選挙する」を無視することはできなかったので、これに従って行動せざるを得なかった。自分の作った憲法が、自分を拘束する形で機能した。下はその条文。

1. 81条 ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民によって

普通、平等および直接の選挙権にもとづき秘密投票で選挙される。

この選挙は、共産党のジューゲノフ(32.03)、エリツィン(35.28)、レベジ(14.52)の三者が突出した形で争われた。括弧はパーセンテージ。これでは決まらず、上位二者で決選投票が後日行われることになった。共産党が権力をとれば、私有化の問題の見直しや、ソ連体制の復活、93年憲法体制が維持できるのかという問題にまで発展する大問題だったので、この選挙は世界的な注目を集めた。エリツィンは非常に人気がなかったのにもかかわらず、新興財閥から集めた5億ドルを選挙に使い、新興財閥が支配していたマスメディアを使い、また様々な利権を約束するという信じられない不正を行われ、エリツィンがかるうじて勝利した。最後に勝てたのは、レベジ將軍を取り込み、レベジ將軍が次期大統領になれるかもしれないという甘い約束に乗って、エリツィンの味方をすると表明し、エリツィン&レベジという組み合わせができたという背景があったからだ。このため、最終的にエリツィンは勝った。この不正については、西側の記者達もうすうす感じていたのだが、エリツィンの不正よりも、共産党に権力が戻ったときの大変さを考えて、静かに選挙を見守った。ということで、エリツィンの体制が続いた。

しかし、ここで運用の問題が4つくらい出てくる。

まず、第一に、98年に様々な問題を引き起こしていったエリツィンに対して、下院では野党が有利だったので、下院は大統領弾劾という行動に出た。93条に基づいて採択された。

2. 93条 大統領の解任決定は、国家会議(下院)の3分の1の発議により、

かつ国家会議によって設置される特別委員会の決定がある場合に、両院

のそれぞれの議員総数の3分の2の多数によって採択されねばならない

しかし上院では3分の2に達せずに否決。しかし、下院で成り立ってエリツィンが追い詰められているということを国民の前に露わにした。98年5月に起こった事件。これはこれで落ち着いたが、これでは終わらず、大統領に対する挑戦は続いてゆく。

二番目は98年8月に金融恐慌が起こって、1年前に起こったアジアの金融危機が1年と1ヶ月でロシアにも及んできて、短期で入っていた外国資本が一気に流出するという事件が起こった。金融危機が起こり、証券市場は崩壊して、銀行は預金封鎖、国家全体が債務不履行という事態になる。国民は銀行に預けたお金を引き出せなくなる。引き出せるようになったときには、ルーブルの対ドルレートが価値は3分の1になっていた。何とか98年まで自己責任の経済で頑張って貯めていたお金も3分の1になってしまった。それだけではなくて銀行に勤めていた10~20万人の比較的裕福なビジネスマンも失業してロシア経済に衝撃が走った。大変な事態になる。この衝撃を受けて、エリツィンは、チェルノムビジンのあとに首相になっていたクリエンコ首相に責任を負わせて、総辞職させた。そうすることで責任から逃れようとしていた。ここまでは憲法で許されていた。しかし、大物になりすぎたので数ヶ月前に一度クビにしたのに、チェルノムビジンをもう一度首相にしようと議院に提案したのである。議会は、「それはとんでもない話だ。勝手にやめさせた人物を一年も経たないうちにもう一度首相にしようなんてとんでもない」ということで、議会は2回に渡って拒否する事態になる。

3. 111条 1項 連邦首相は国家会議の同意を得て、連邦大統領がこれを任命する。

4. 同4項 (連邦大統領によって)提案されたロシア連邦首相の候補者が国家会議によって3度拒否された場合、連邦大統領は、連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

憲法111条には、議会側が首相候補者を3回拒否すると大統領は下院を解散することができる」とあり、解散して国民の真意を問うということになっていたのだが、議会側は「やれるものならやってみろ」という状態で、三度目も拒否するという姿勢を明らかに

していた。なのでもしエリツィン側がもし解散させると、大統領を批判する人達の勢力がもっと下院を埋め尽くすという事態になることが予想されたので、エリツィンは恐れて、結局議会側が推薦する人物として出てきたプリマコフという政治家を首相に任命した。プリマコフは議会側の圧倒的な支持を得た形で登場する。これによって、反大統領制のフランス型に近いものが生まれたということになる。議会に基盤をおいた首相が出てきて、大統領と協議をしながら政治を行う。できれば首相側が主導権をとるかもしれないという状態で動いてゆく。これはフランスの政治でいうなら、大統領と首相が異なる政党に属するというような形で、98年9月以降は動いてゆくことになった。ただ、プリマコフは最初は強い形で大統領を追い詰めるようなことはしなかった。何をしていたかという、エリツィン周辺の腐敗を追及していた検事総長を使って、エリツィンの娘がスイスの銀行口座に建築会社からリベートが流れていたということを突き止め、追求していた。その検事総長の捜査を、プリマコフは静かに見守るという形でエリツィンを追い詰めていった。捜査を続行させた。しかし、この捜査はとても奇妙な形で中断された。売春婦と検事総長によく似た人物が裸になっている嘘ビデオが、テレビで流れるということが起こった。実際はどう七尾かはよくわからないが、検事総長を追い詰めた。権威を失墜させた。辞任に追い込まれて、そのあとその捜査はお蔵入り、それ以降調査は打ち切られた。そのあと、プリマコフは何らかの理由をつけられて止めさせられた。

そのころ、実はプーチンもちょこっと顔を覗かせていて、ビデオ作成の裏側で動いていた主要な人物が、元KGBのプーチンだったと言われている。実際はよくわからないが、プーチンは、その数ヶ月前に旧KGBを解体してできた連邦保安庁の長官に任命されていたので、それは検事総長の辞任と関係があったのではないかと考えられている。プーチンはエリツィンを守らなければならないと考え、通常では考えられないような手段を使って邪魔な検事総長を排除したと考えられる。エリツィンはこの貢献を評価して、1999年8月にプーチンを首相に任命した。

今いったとおり、一回目が弾劾裁判、二回目は議会側が「解散してもかまわない」といった大統領の首相任命権に抵抗し結局議会側の要望を実現させるという事態、三番目は検事総長自らが大統領を追い詰めてゆくという事態、この三つは93年憲法体制では当然起こると考えられるものである。自分で作った憲法体制を守るということによって、エリツィンはそうした危機的状況に見舞われるわけであった。もちろん大統領の座に留まることができたのも、大統領に強権があったためであったが、しかしこの憲法では一定の条件があれば、議会・首相・検事総長といったポストにある人物達が大統領を追い詰めることができるということを三つの事件は示している。この点で、93年憲法は意味のない物であるという考え方はありえないということが言える。この「一定の条件」が何かということが最も重要で、プーチンはその条件を考えながら大統領になると、この条件を潰していこうという発想で動いてゆく。最も大きな条件は、議会側を野党が支配しているということである。この条件があって初めて、大統領に強い権限を与えた93年憲法体制は、90年代終わりに大統領そのものを追い詰める力を持っているということを示し、エリツィンが追い詰められてゆくという事態を引き起こす。

今言ったような大統領と下院とか辞任とかに関わらないような小さい事件で、大統領の権力が封じ込められるような事態はいっぱい起こっている。例えば、97年には年金問題が起こる。ソ連時代では一定の給料から強制的にお金を差し引いていたので、年金制度は全く問題なく動いていた。しかし、市場経済の導入によってお金を集められなくなり、年金制度が動かなくなり、問題になった。野党が支配している議会側は、年金受給者の味方をして、厳しい糾弾の姿勢をとった。年金の原資の不足やインフレの背景もあり、そこで政府は97年2月に年金の給付年齢の引き上げを提案する。しかし、議会はそれを否決。ちゃんと年金支払えよ、厳しく対応する。大統領が国民に対して厳しい姿勢をとり、しかも国民の理屈に合わない行動をとっていることを示すために、厳しい採択をする。これは97年の二月。

もう一つの問題は、連邦構成主体（州や共和国）の側からも、エリツィンを追い詰めるようにして要求を突きつけていた。民族地域・沿海州とかの地域は有力な政治家の下で結束して、連邦の言うことは聞かないという姿勢をとった。それは、エリツィンが作った憲法を認めさせるために93年憲法体制の中に入れていた第11条が使われてゆく。

5. 11 条 ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって行なう。

第11条は、連邦構成主体の各々と連邦中央が特別な条約を結んでもかまわないという形で、暗に力の強い構成主体に中央が譲歩することを認めている条文である。これを連邦中央の力の弱くなったエリツィンは逆に利用されて、様々な州や共和国から特権を認めるように要求される。特に96年の大統領選挙の時にはエリツィンが大統領になるという目的を逆手にとって、様々な形で要求され、支持するからなんか特権をくれ、というように追い詰めていった。その結果非常に不平等な状態になった。それが目に見えて明らかになったのは、98年8月の金融恐慌で、連邦政府の権限は一段に弱まったので、連邦構成主体は連邦中央とは異なる法律をたくさん作り、自分の州・共和国だけを守ろうとした。その結果として、連邦の中の経済システムが寸断されてしまうという事態が起こった。自分の州で作った品物は違う州に出してはならない、違う州から入ってくる品物には税金をかけてもいい、とか、中央が弱まってくると連邦構成主体が権限条約や口約束を利用してそういう主張を通す。当然連邦中央にとってはびっくりだった。エリツィンが作り出してしまった憲法体制の穴は96年の大統領選挙でエリツィン自身

が利用したので、もっと大きくなる。そして98年にも大きくなってしまふ。そして99年の6月には、さすがに連邦中央も危険性を感じ。権限区分条約の締結に歯止めをかける法律に歯止めをかける法律を制定する。連邦側が連邦構成主体に対して一定の歯止めをかけようとする姿勢は明らかにこの99年の時点で見えていた。

来週話すプーチンが連邦体制の強化という形で歯止めを強める前の話であり、エリツィンの失策が大統領の権限を非常に弱めるものであるということを下で見ていたプーチンは、それがいかに恐ろしいものか理解していた。議会が野党側に握られると大変なことになるということ、権限区分条約まで認めた形で連邦体制を守っていると大変なことになるということを目の当たりにしながら過ごし、そのことが彼が大統領になったときに連邦構成主体に対して反撃に出る大きな要因になったのである。

これまででわかるように、93年憲法というのは明らかに大統領の権限が一定の挑戦を受け続けたことを意味していて、それは外部から見れば、**93年以降の憲法体制の運用のあり方は、それまで非民主的であった物が民主的になったということ**を意味していた。明らかに法治体制が動いているということの意味していた。しかし、忘れてはならないのは、**以上のような政治的な対立がここまで進めば、経済の回復を弱めてしまうので、ロシア国民の経済的な苦境を長引かせてしまっていたということである**。最高権力の力のなさとかは経済に影響を与え、貧しい国民の苦しさを長引かせるということにもなっていた。国民はエリツィンに対して非常に厳しい目で見ようになり、最低の大統領としてエリツィンがトップに載る。二番目はゴルバチョフね。重要なのは、このような政治的な対立を長引かせるような政治体制、つまり93年憲法体制に対しても、国民は「なぜまともに機能できないのか」というように批判の目を向けるようになっていたということ。全面的に批判しているのではなく、市場経済化によって自由になったという喜びもあったのだが、その一方でどうして政治がいつまで経っても問題（年金とか公共サービス）を解決できないのか、民主主義というのはただ単に長々と議論しているだけではないのか、という意識を国民の中に植え込んだのも確かなことである。それは非常に危険な状態であった。

こうしたときにエリツィンは無名の若いプーチンを首相に抜擢する。こんなことがなぜ起こったのかということは、4ヶ月後の99年12月31日に明らかになる。というのはエリツィンは辞任を表明したのだ。92条には、大統領が辞任したときには首相がこれを引き継ぐということになっている。

6. 92条2項 連邦大統領は、本人が辞任した場合、その権限を遂行し得ない健康状態にある場合、または解任された場合に、任期満了前にその権限の執行を中止する。この場合、選挙は、執行が中止されたときから3ヶ月以内に行なわなければならない。

7. 同3項 連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。

つまり首相を誰にしておくのが、つまり誰が大統領代行になるのが、刑事訴追を免れるためには非常に重要なことであった。条文には大統領が辞めたあと3ヶ月以内に選挙を行うことになっている。通常通り選挙を行った場合、選挙は2000年の6月に行われるはずである。しかし、自分が辞めるということをおかげで、選挙は3ヶ月早まることになった。それは明らかにエリツィンが自分の引き際を深く考えた上で行動したに違いない。これはいくつかの意味で非常に汚い。まず**第一に、プーチンはこういう形で首相に抜擢されたあとすぐに大統領になる。そして大統領の職務をしながら、つまり最高権力備わった状態で大統領選を争うということが可能になった**ということ。最高権力者として選挙を戦うということは、この国では選挙がかなり政治的に行われていたことを考えれば非常に大きな条件である。そういう意味で、プーチンに非常に有利な条件が与えられていたことになる。

二番目に、たとえ3ヶ月でも前倒して選挙を行うということは、たとえ次期大統領選に出る予定であった人でも予定は大幅に狂ってしまう。半年前に止めてしまっただけで自分の後継者はプーチンだということで抜擢して、大統領選に出る。プーチンには特別な支持もあったので、政敵達にとっては、3ヶ月後に選挙を行うということで非常に不利であった。エリツィンはそれをわざわざセッティングして、自分の身を守るという手段に出た。これは明らかに問題のある行動であった。プーチンが、さっきの検事総長の権使を使った非常手段によって、エリツィンは、この人物は忠誠心の厚い人物であり、身を任せれば自分は刑事訴追は免れられるということをおぼろげに確認してプーチンに権力をゆだねるように動いた。これは非常に問題のある行動である。

99年の9月に2週にわたって、モスクワ郊外での爆破事件が起こる。200人以上が死ぬという大事件であった。このあとすぐに、当時首相であったプーチンは「これはチェチェン独立派の仕業である」と断定して、今まで休戦状態だったチェチェンに一気に第二次攻撃を再開する。今度は十分に準備していたので、連邦軍はチェチェンの首都を一気に占領した。第一次とは違う能力を持つ人物が連邦中央にいるということを見せつけた。国民は以前からモスクワの爆破事件を見て衝撃を受け恐れていたもので、この事態を見て、これを一気に解決したプーチンの指揮に拍手した。一気に99年10月11月に人気が上がったところで大晦日に、エリツィンはプーチンを後継者だと指名し、辞任を表明したのだった。そういう意味で言えば、一連の流れは少し奇妙。チェチェン独立派の爆破事件は、地下鉄の他に病院とか、劇場、学校襲撃事件などたくさん起こっているのだから、確かにモスクワでの爆破事件も彼らがやった可能性がある。しかし、この時期は明らかにチェチェン側に有利に状況が動いていて、第一次チェチェン紛争の休戦協定はチェチェン独立側に有利なものだった。そのような有利な状況にあったチェチェン

人がわざわざこの時期にどうして爆破事件なんか起こしたのかという疑問も残る。しかし、すぐにチェチェン独立派の仕業だと断定して、軍事的な粉砕・制圧という行動が準備され、あっという間に実行されるということになった。こうして2000年3月の大統領選挙では、若いプーチンが大統領として登場し、これからプーチンの時代が始まるというわけだ。大統領は二期務めることができるので、2000年に就任したプーチンはその4年後の選挙はもちろん勝った。それは最高権力者として大統領選挙を行うことができたからだ。2000年の時よりもっと有利な形で大統領選挙の勝つことができた。しかし、次の大統領選挙、つまり2008年の大統領選挙は、もう二期務めているので、93年憲法体制に従えば、もちろん出馬できない。国民の中では人気があるのでまだ出て欲しいという人がある。まあ出ないのだろうけど。2008年の選挙にプーチンが出ないとすれば、最高権力者以外の人達が争う大統領選挙になる。

特に憲法体制に問題があるのは、「政治的な伝統」と「政治的な伝統と妥協する形でできた93年憲法体制が大統領にかなり大きな権限を与えている」ということ。この国では誰が大統領になるかというのは決定的な問題。憲法体制そのものがどのように動いてゆくかということを決めるに当たっても、ようやくできあがった憲法体制は伝統との折り合いとの結果として与えた大統領への権限のために、非常に大きな問題として存在している。

最後、プーチンについても、憲法体制の運用の仕方では伝統の問題が再び大きく前に出てくるという話を中心になる。

貼り付け元 <<file:///I:/授業/ノート2年生/現代ロシア論/現代ロシア論7・5.doc>>